

第三号イからヘまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

二　当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み

三　当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二

(1) 信託財産の運用の対象は、次に掲げる有価証券(2)において「有価証券」という)、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られること。

(i) 金商法第二条第一項第一号に掲げる有価証券

(ii) 金商法第一条第一項第一号に掲げる有価証券

(iii) 金商法第一条第一項第三号に掲げる有価証券

(iv) 金商法第二条第一項第四号に掲げる有価証券(資産流動化計画に新優先出資の引受け権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資受取特定社債券を除く。)

(v) 金商法第二条第一項第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。)

金商法第二条第一項第十四号に規定する有価証券(銀行、協同組織金融機

(i) x) までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。)

(ii) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る)の受益権

(iii) 外国の方に対する権利で (x i i) に掲げるものの性質を有するもの

(iv) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコーローネン (3) 及び (4) において「有価証券等」という。は、償還又は満期までの期間 (3)において「残存期間」という。が一年を超えないものであること。

(v) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間 (一)の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

当該預り金により購入する受益証券に係る
八号) 第二条第四項の証券投資信託(以下
この号において「証券投資信託」という。)
の受益証券以外のものを購入しないこと。
当該預り金により購入する受益証券に係
る

(3) 関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。)又は指定金銭信託に係るものに限る。)

(4) 金商法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券

(5) 金商法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(（i）から（v-i）までに掲げる証券又は証書の性質を有するものに限る。)

(6) 金商法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

(7) 金商法第二条第一項第二十一号に掲げる有価証券

(8) 金商法第二条第一項の規定により有価証券とみなされる権利(（i）から（i-x）までに掲げる有価証券に表示されるべき権利に限る。)

(9) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際ににおける受益者が委託者であるものに限る。)の受益権

(10) 外国の方に対する権利で（x-i-i）に掲げるものの性質を有するもの

(11) 信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローリン(（3）及び（4）において「有価証券等」という。)は、償還又は満期までの期間(（3）において「残存期間」という。)が一年を超えないものであること。

(12) 信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(（一）の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入れ額を乗じて得

三　資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。)第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業(以下単に「第二種資金移動業」という。)を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「指定資金移動業者」という。)のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動イ　　資金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に対する負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようとするための措置又は当該額が百万円を超える

(5) 信託財産の総額のうちに一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

八

(2) (1) 当該預り金に係る投資約款（労働者と金融商品取引業者の間の預り金の取扱い及び受益証券の購入等に関する約款をいう。）に次の事項が記載されていること。
（2）預り金及び証券投資信託の受益権に相
当する金額の算定方法、つづり出づ
きること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、貸金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

使用者は、労働者の同意を得た場合には、退職手当の支払について前項に規定する方法によるほか、次の方法によることができる。

一 銀行その他の金融機関によつて振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を当該労働者に交付すること。

二 銀行その他の金融機関が支払保証をした小切手を当該労働者に交付すること。

三 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行がそ

本口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じてること。トヘ口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じてること。ト賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

二　口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対しても負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

八 を保証する仕組みを有していること。
口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有してい

た場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じてること。

法第三十二条の四第三項の厚生労働省令で定める対象期間における連続して労働させる日数の限度は六日とし、同条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む）で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度は一週間に一日の休日が確保できる日数とする。

法第三十二条の四第四項において準用する法第三十二条の二第二項の規定による届出は、様式第四号により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

第十二条の五 法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める事業は、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業とする。

法第三十二条の五第一項の厚生労働省令で定める数は、三十人とする。

法第三十二条の五第二項の規定による一週間の各日の労働時間の通知は、少なくとも、当該一週間の開始する前に、書面により行わなければならぬ。ただし、緊急でやむを得ない事由がある場合には、使用者は、あらかじめ通知した労働時間を変更しようとする日の前日までに書面により当該労働者に通知することにより、当該あらかじめ通知した労働時間を変更することができる。

使用者は、法第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合において、一週間の日々の労働時間を定めるに当たつては、労働者の意見を尊重するよう努めなければならない。

第十二条の六 使用者は、法第三十二条の二、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、育児を行なう者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できることをしなければならない。

第十三条 法第三十三条第一項本文の規定による許可是、所轄労働基準監督署長から受け、同条同項但書の規定による届出は、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の許可又は届出は、様式第六号によるものとする。

第十四条 法第三十三条第二項の規定による命令は、様式第七号による文書で所轄労働基準監督署長がこれを行う。

第十五条 使用者は、法第三十四条第一項ただし書の協定をする場合には、一齊に休憩を与えるい労働者の範囲及び当該労働者に対する休憩の与え方について、協定しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

第十六条 法第三十六条第一項の規定による届出は、様式第九号（同条第五項に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の二）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

前項の規定にかかわらず、法第三十六条第十項に規定する業務についての同条第一項の規定による届出は、様式第九号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法第三十六条第一項の協定（労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議を含む。以下この項において同じ。）を更新しようとするときは、使用者は、その旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによつて、前二項の届出に代えることができる。

第十七条 法第三十六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第四号から第七号までの事項については、同条第一項の協定に同条第五項に規定する事項に関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 法第三十六条第一項の協定（労働協約による場合を除く。）の有効期間の定め

二 法第三十六条第二項第四号の一年の起算日

三 法第三十六条第六項第二号及び第三号に定める要件を満たすこと。

四 法第三十六条第三項の限度時間（以下この項において「限度時間」という。）を超えて労働させることができる場合

五 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

六 限度時間を超えた労働に係る割増賃金の率

七 限度時間を超えて労働させる場合における手続

使用者は、前項第五号に掲げる措置の実施状況に関する記録を同項第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存しなければならない。

前項の規定は、労使委員会の決議及び労働時間等設定改善委員会の決議について準用する。

第十八条 法第三十六条第六項第一号の厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務は、次に掲げるものとする。

一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

四 土石、獸毛等のじんあるいは粉末を著しく飛散する場所における業務

五 異常気圧下における業務

六 削岩機、鉄打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務

七 重量物の取扱い等重激なる業務

八 ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アセトニン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

第十九条 法第三十七条第一項の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各号の金額に法第三十三条若しくは法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間数若しくは休日の労働時間数又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間数を乗じた金額とする。

一時間によつて定められた賃金については、その金額

二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間ににおける一日平均所定労働時間数）で除した金額

三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間ににおける一週平均所定労働時間数）で除した金額

四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間ににおける一月平均所定労働時間数）で除した金額

六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額（労働者の受けれる賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額）は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす。

七 労働者の受けれる賃金が前各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつてそれぞれ算定した金額の合計額（休日手当その他の前項各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを月によつて定められた賃金とみなす）。

第十九条の二 使用者は、法第三十七条第三項の協定（労使委員会の決議、労働時間等設定改善委員会の決議及び労働時間等設定改善企業委員会の二に規定する労働時間等設定改善企業委員会の決議を含む。）をする場合には、次に掲げる事項について、協定しなければならない。

一 法第三十七条第三項の休暇（以下「代替休暇」といふ）として与えることができる時間の時間数の算定方法

二 代替休暇の単位（一日又は半日（代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を定めた場合においては、当該休暇と合わせた一日又は半日を含む。）とする。）

三 代替休暇を与えることができる期間（法第三十三条又は法第三十六条第二項の規定によつて延長して労働させた時間が一箇月に満たない場合は、当該休暇を含む。）として与えることができる時間の時間数の算定方法

四 前項第一号の算定方法は、法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて一箇月について六十時間を超えて延長して労働させた時間の時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかつた場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率と、労働者が代替休暇を取得した場合に当該時間の労働について法第三十七条第一項ただし書の規定により支払うこととされている割増賃金の率との差に相当する率（次項において「換算率」という。）を乗じるものとする。

五 法第三十七条第三項の厚生労働省令で定める時間は、取得した代替休暇の時間数を換算率で除して得た時間数の時間とする。

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時か

ら午前五時（厚生労働大臣が必要であると認められる場合は、その定める地域又は期間について午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならぬ。

法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

二 子女教育手当

三 住宅手当

四 臨時に支払われる賃金

五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

六 別居手当

七 別居手当

八 別居手当

九 別居手当

十 別居手当

十一 別居手当

十二 別居手当

十三 別居手当

十四 別居手当

十五 別居手当

十六 別居手当

十七 別居手当

十八 別居手当

十九 別居手当

二十 別居手当

二十一 別居手当

二十二 別居手当

二十三 別居手当

二十四 別居手当

二十五 別居手当

二十六 別居手当

二十七 別居手当

二十八 別居手当

二十九 別居手当

三十 別居手当

三十一 別居手当

三十二 別居手当

三十三 別居手当

三十四 別居手当

三十五 別居手当

三十六 別居手当

三十七 別居手当

三十八 別居手当

三十九 別居手当

四十 別居手当

四十一 別居手当

四十二 別居手当

四十三 別居手当

四十四 别居手当

四十五 别居手当

四十六 别居手当

四十七 别居手当

四十八 别居手当

四十九 别居手当

五十 别居手当

五十一 别居手当

五十二 别居手当

五十三 别居手当

五十四 别居手当

五十五 别居手当

五十六 别居手当

五十七 别居手当

五十八 别居手当

五十九 别居手当

六十 别居手当

六十一 别居手当

六十二 别居手当

六十三 别居手当

六十四 别居手当

六十五 别居手当

六十六 别居手当

六十七 别居手当

六十八 别居手当

六十九 别居手当

七十 别居手当

七十一 别居手当

七十二 别居手当

七十三 别居手当

七十四 别居手当

七十五 别居手当

七十六 别居手当

七十七 别居手当

七十八 别居手当

七十九 别居手当

八十 别居手当

八十一 别居手当

八十二 别居手当

八十三 别居手当

八十四 别居手当

八十五 别居手当

八十六 别居手当

八十七 别居手当

八十八 别居手当

八十九 别居手当

九十 别居手当

十十一 别居手当

十十二 别居手当

十十三 别居手当

十十四 别居手当

十十五 别居手当

十十六 别居手当

十十七 别居手当

十十八 别居手当

十十九 别居手当

二十 别居手当

二十一 别居手当

二十二 别居手当

二十三 别居手当

二十四 别居手当

二十五 别居手当

二十六 别居手当

二十七 别居手当

二十八 别居手当

二十九 别居手当

三十 别居手当

三十一 别居手当

三十二 别居手当

三十三 别居手当

三十四 别居手当

三十五 别居手当

三十六 别居手当

三十七 别居手当

三十八 别居手当

三十九 别居手当

四十 别居手当

四十一 别居手当

四十二 别居手当

四十三 别居手当

四十四 别居手当

四十五 别居手当

四十六 别居手当

四十七 别居手当

四十八 别居手当

四十九 别居手当

五十 别居手当

五十一 别居手当

五十二 别居手当

五十三 别居手当

五十四 别居手当

五十五 别居手当

五十六 别居手当

五十七 别居手当

五十八 别居手当

五十九 别居手当

六十 别居手当

六十一 别居手当

六十二 别居手当

六十三 别居手当

六十四 别居手当

六十五 别居手当

六十六 别居手当

六十七 别居手当

六十八 别居手当

六十九 别居手当

七十 别居手当

七十一 别居手当

七十二 别居手当

七十三 别居手当

七十四 别居手当

七十五 别居手当

七十六 别居手当

七十七 别居手当

七十八 别居手当

七十九 别居手当

八十 别居手当

八十一 别居手当

八十二 别居手当

八十三 别居手当

八十四 别居手当

八十五 别居手当

八十六 别居手当

八十七 别居手当

八十八 别居手当

八十九 别居手当

九十 别居手当

十十一 别居手当

十十二 别居手当

十十三 别居手当

十十四 别居手当

十十五 别居手当

十十六 别居手当

十十七 别居手当

十十八 别居手当

十十九 别居手当

二十 别居手当

二十一 别居手当

二十二 别居手当

二十三 别居手当

二十四 别居手当

二十五 别居手当

二十六 别居手当

二十七 别居手当

二十八 别居手当

二十九 别居手当

三十 别居手当

三十一 别居手当

三十二 别居手当

三十三 别居手当

三十四 别居手当

三十五 别居手当

三十六 别居手当

三十七 别居手当

三十八 别居手当

三十九 别居手当

四十 别居手当

四十一 别居手当

四十二 别居手当

四十三 别居手当

四十四 别居手当

四十五 别居手当

四十六 别居手当

四十七 别居手当

四十八 别居手当

四十九 别居手当

五十 别居手当

五十一 别居手当

五十二 别居手当

五十三 别居手当

五十四 别居手当

五十五 别居手当

五十六 别居手当

五十七 别居手当

五十八 别居手当

五十九 别居手当

六十 别居手当

六十一 别居手当

六十二 别居手当

六十三 别居手当

六十四 别居手当

六十五 别居手当

六十六 别居手当

六十七 别居手当

六十八 别居手当

六十九 别居手当

七十 别居手当

七十一 别居手当

七十二 别居手当

七十三 别居手当

七十四 别居手当

七十五 别居手当

七十六 别居手当

七十七 别居手当

七十八 别居手当

七十九 别居手当

八十 别居手当

八十一 别居手当

八十二 别居手当

八十三 别居手当

八十四 别居手当

八十五 别居手当

八十六

る。所定労働時間数で除して得た額の賃金とす

法第三十九条第九項たゞ書の厚生労働省令により算定した金額は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項に規定する標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をその日の所定労働時間数で除して得た金額とする。

第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事業のうち常時十人未満の労働者を使用するものについては、法第三十二条の規定にかかわらず、一週間にについて四時間、一日について八時間まで労働させることができる。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定（労使委員会における委員の五分の四以上の多数による決議及び労働時間等設定改善委員会における委員の五分の四以上の多数による決議を含む。以下この条において同じ。）により、又は就業規則その他これに準ずるものにより、一箇月以内の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない定めをした場合においては、前項に規定する事業については、同項の規定にかわらず、その定めにより、特定された週において四十四時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させることができる。

使用者は、就業規則その他これに準ずるものにより、その労働者に係る始業及び終業の時刻をその労働者の決定にゆだねることとした労働者については、当該事業場の労働者の過半数を組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは、その協定で第二号の清算期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において、第一項に規定する事業については同項の規

定にかかるらず一週間において四十四時間又は一日において八時間を超えて、労働させるこ

一 この項の規定による労働時間により労働させることとされる労働者の範囲

二 清算期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十四時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月以内の期間に限るものとする。次号において同じ。）、清算期間における総労働時間標準となる一日の労働時間

三 標準とする労働時間

四 標準とする労働時間

六 定める場合には、その時間帯の開始及び終了の時刻
第一項に規定する事業については、法第三十
六 労働者がその選択により労働することがで
きる時間帯に制限を設ける場合には、その時
間帯の開始及び終了の時刻

月を超えるものである場合に限る)、第三十二条の四又は第三十二条の五の規定により労働者に労働させる場合には、前三項の規定は適用しない。

て、第十二条の二の二第一項の規定は前条第一項の協定について、第十二条の六の規定は前条第二項の使用者について準用する。
使用者は、様式第三号の二により、前条第一項の協定を所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十六条 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業において列車、気動車又は電車に乗務する労働者で予備の勤務に就くものについては、一箇月以内の一定の期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない限りにおいて、法第三十二条の二第一項の規定にかかるはず、一週間にについて四十時間、一日について八時間を超えて労働させることができない。

第三十一条から第三十三条まで 削除

法第二十四条第一項の規定は、適用しない。

第三十二条 使用者は、法別表第一第四号に掲げる事業又は郵便若しくは信書便の事業に使用される労働者のうち列車、気動車、電車、自動車、船舶又は航空機に乗務する機関手、運転手、操縦士、車掌、列車掛、荷扱手、列車手給仕、暖冷房乗務員及び電源乗務員（以下単に「乗務員」という。）で長距離にわたり継続して乗務するもの並びに同表第一号に掲げる事業に使用される労働者で屋内勤務者三十人未満の日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局を除く）

和二十四年法律第二百三十三号) 第二条に規定する郵便窓口業務を行つるものに限る。)においては、法第三十一条の規定にかかわらず、休憩時間を与えないことができる。
使用者は、乗務員で前項の規定に該当しない

上、休憩時間とを考えることができないと認められる場合において、その勤務中における停車時間、折返しによる待合せ時間その他の時間の今計が法第三十四条第一項に規定する休憩時間に相当するときは、同条の規定にかかるわらず、休

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。
一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員、准教員及び児童自立支援施設に勤務する職員。

二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設で児童と起居をともにする者
三 儿童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭型

的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行う者（同一の居宅において一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、収容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所

輔労働基準監督署長の許可を受けなければならぬ。

様式第十四号によつて 所轄労働基準監督署長
より、これを受けなければならない。

第三十四条の二 法第四十一条の二第一項の規定による届出は、様式第十四号の一により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。法第四十一条の二第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面に対象労働者（同項に規定する「対象労働者」）をいう。以下同じ。の署名を受け、当該書面の交付を受けたる方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録して置

磁的記録の提供を受ける方法)とする。
一 対象労働者が法第四十一条の二第一項の同意をした場合には、同項の規定により、法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜労働の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる旨

三 前号の期間中に支払われると見込まれる賃金の額

に従事する時間に關し使用者から具体的な指示（業務量に比して著しく短い期限の設定その他の実質的に當該業務に従事する時間に關する指示と認められるものを含む。）を受けて行うもののを除く。）とする。

一 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の

二 開発の業務
二 資産運用（指図を含む。以下この号において同じ。）の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又

は投資判断に基づき自己の計算において行う
有価証券の売買その他の取引の業務
三 有価証券市場における相場等の動向又は有
価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づ
く投資に関する助言の業務
四 顧客の事業の運営に関する重要な事項につ
いての調査又は分析及びこれに基づく当該事
項に関する考案又は助言の業務

五 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

項を明らかにした書面に対象労働者の署名を受け、当該書面の交付を受ける方法（当該対象労働者が希望した場合にあつては、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を受ける方法）とする。

一 業務の内容

二 責任の程度

三 職務において求められる成果その他の職務を遂行するに當たつて求められる水準

法第四十一条の二第一項第二号の基準年間平均給与額は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計（以下「毎月勤労統計」という。）における毎月きまつて支給する給与の額の一月分から十二ヶ月分までの各月分の合計額とする。

法第四十一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める額は、一千七十五万円とする。

法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める額は、厚生労働省の厚生労働省令で定める労働時間以外の時間は、休憩時間その他対象労働者が労働していない時間とする。

法第四十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パソコンコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法とする。ただし、事業場外において労働した場合であつて、やむを得ない理由があるときは、自己申告によることができる。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、十一時間とする。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める回数は、四回とする。

法第四十一条の二第一項第五号イの厚生労働省令で定める時間は、一週間当たりの健康管理時間（同項第三号に規定する健康管理時間をいう。以下この条及び次条において同じ。）が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一一箇月 百時間

二 三箇月 二百四十時間

法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める要件は、一週間当たりの健康管理時間が四十時間を超えた場合におけるその超えた時間が一箇月当たり八十時間を超えたこと又は対象労働者からの申出があつたこととする。

法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。

一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第

三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。）

二 労働安全衛生規則第五十二条の四各号に掲げる事項の確認

法第四十一条の二第一項第六号の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 法第四十一条の二第一項第五号イから二までに掲げるいずれかの措置であつて、同項の決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めることにより使用者が講ずることとした措置以外のもの

二 健康管理時間が一定時間を超える対象労働者に対し、医師による面接指導（問診その他）の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいい、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八の四第一項の規定による面接指導を除く。）を行うこと。

三 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

四 対象労働者の心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

五 対象労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部暑に配置転換すること。

六 産業医等による助言若しくは指導を受け、又は対象労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

一 法第四十一条の二第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二 法第四十一条の二第一項に規定する委員会の開催頻度及び開催時期

三 常時五十人未満の労働者を使用する事業場である場合には、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する医師を選任すること。

四 使用者は、イからチまでに掲げる事項に関する対象労働者との記録及びリに掲げる事項に関する記録を第一号の有効期間中及び当該有効期間の満了後五年間保存すること。

イ 法第四十一条の二第一項の規定による同意及びその撤回

口 法第四十一条の二第一項第二号イの合意

ホ 法第四十一条の二第一項第四号に規定する措置の実施状況

ハ 法第四十一条の二第一項第二号の支払われる措置の実施状況

ヘ 法第四十一条の二第一項第五号に規定する措置の実施状況

ト 法第四十一条の二第一項第六号に規定する措置の実施状況

チ 法四十一条の二第一項第八号に規定する措置の実施状況

リ 前号の規定による医師の選任

第三十四条の二の二 法第四十一条の二第二項の規定による報告は、同条第一項の決議の有効期間の始期から起算して六箇月以内ごとに、様式第十四号の三により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

法四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行うものとする。

法四十一条の二第二項の規定による報告は、健康管理時間の状況並びに同条第一項第四号に規定する措置、同項第五号に規定する措置及び同項第六号に規定する措置の実施状況について行うものとする。

第三十四条の二の三 第二十四条の二の四（第四項口から二までを除く。）の規定は、法第四十条の二第一項の委員会について準用する。この場合において、第二十四条の二の四第四項文中「イから二まで」とあるのは、「イ」と読み替えるものとする。

第三十四条の二の四 法第六十条第三項第二号の厚生労働省令で定める時間は、四十八時間とする。

第三十四条の二の五 法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者（以下「訓練生」という。）に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受けれる職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条第一項第四号、第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号の訓練期間（同規則第二十一号又は第十三条改正訓練規則）といふ。附則第二条第一項の規定により訓練期間を短縮する場合における訓練期間を短縮した期間を控除した期間とする。この範囲内で定めることができる。この場

合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。

第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、満十八歳に満たない訓練生を法第六十二条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男性である訓練生を坑内労働に就かせることができる。

使用者は、前項の規定により訓練生を危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第一項の危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講すべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長から受けなければならぬ旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第三十四条の五 都道府県労働局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第三十五条 法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、別表第一の二に掲げる疾病とする。

第三十六条 法第七十五条第二項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものにして、療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

第三十七条 労働者が就業中又は事業場若しくは事業の附属建設物内で負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、使用者は、遅滞なく医師に診断せなければならぬ。

第三十七条の二 使用者は、労働者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休業補償を行わなくてよい。

一 憲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少

年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五

		三	主として次に掲げる業務を行なう事業
		イ	別表第四に掲げる業務
口	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政 令第三百十八号）第六条第三号に規定する 機械集材装置又は運材索道の取扱いの業務		
四	その他厚生労働大臣の指定するもの		
第五十二条	削除		
第五十二条	法第一百一条第二項の規定によつて、 労働基準監督官の携帯すべき証票は、様式第十 八号に定めるところによる。		
第五十二条の二	法第一百六条第一項の厚生労働省 令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又 は備え付けること。		
二	書面を労働者に交付すること。		
三	使用者の使用に係る電子計算機に備えられ たファイル又は第二十四条の二の四第三項第 三号に規定する電磁的記録媒体をもつて調製 するファイルに記録し、かつ、各作業場に労 働者が当該記録の内容を常時確認できる機器 を設置すること。		
第五十三条	法第七十七条第一項の労働者名簿（様 式第十九号）に記入しなければならない事項 は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げ るものとする。		
一	性別		
二	住所		
三	從事する業務の種類		
四	雇入の年月日		
五	退職の年月日及びその事由（退職の事由が 解雇の場合にあつては、その理由を含む。）		
六	死亡の年月日及びその原因		
第五十四条	常時三十人未満の労働者を使用する事業にお いては、前項第三号に掲げる事項を記入するこ とを要しない。		
第五十四条	使用者は、法第八百八条の規定によつて、次に掲げる事項を労働者各人別に賃金台帳 に記入しなければならない。		
一	氏名		
二	性別		
三	賃金計算期間		
四	労働日数		
五	労働時間数		
六	法第三十三条规定若しくは法第三十六条第一項 の規定によつて労働時間を延長し、若しくは		

休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に労働させた場合には、その延長時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数を算定する。この規則において法の規定に異なる所定労働時間又は休日の定をした場合には、その就業規則に基づいて算定する。労働時間数を以てこれに代えることができる。

前項の規定にかかる賃金台帳又は賃金領収書類を保存すべし。その他労働関係に関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録に係る賃金の支払期日が同項第一号又は第五号に掲げる日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とする。

一 報告をさせ、又は出頭を命ずる理由
二 出頭を命ずる場合には、聽取しようとする事項

第五十九条の二 法及びこれに基く命令に定める許可、認可、認定又は指定の申請書は、各々二通報告、労働者名簿又は賃金台帳に用いるべき様式（様式第二十四号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではない。

使用者は、法及びこれに基づく命令に定める

云ふが二しニ基づ二令今之見三ニ至り、三四月
久を言草に行政官府に提出するに於ける事
い。

者が行政官庁に対しを行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告（以下この項及び次条において「届出等」という。）について、当該使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）。次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同

項に規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行う場合には、前項の規定による氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報伝達技術を活用して行政の推進等に関する書き込み見附を用いて同一の届出書面に記入する。

関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第十四号）第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

第三十九条の三 届出等について社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等」という。）が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を専用して社会保

保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会

約を締結していることにつき証明することがで
きる電磁的記録を当該届出等と併せて送信しな
ければならない。

監督者の位置及び管轄区域に関する改正規定は同年同月十日から、大津労働基準監督署の管轄区域に関する改正規定は同年同月十五日から、それぞれ適用する。

2 第一項の規定により、所轄労働基準監督署が

この省令施行前に遡つて変更された場合において、当該地域に存する事業又は事務所に関し、この省令適用後施行までの間において、変更前の所轄労働基準監督署長に対して行つた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は変更前の所轄労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、変更後の所轄労働基準監督署長に対して行われる又は変更後の所轄労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (昭和三十一年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、楯岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分、三島労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月一日から、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月一日から、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月三日から、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年一月一日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年二月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十一年九月一日労働省令第

2 別表第三行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により小田原労働基準監督署の管轄区域とされていた神奈川県中郡秦野町大字菖蒲、八沢、柳川及び三廻部の区域、出雲労働基準監督署の管轄区域とされたいた島根県邑智郡川本町大字新屋及び大冢本郷の区域並びに八幡浜労働基準監督署の管轄区域とされていた愛媛県北宇和郡吉田町大字法華津、深浦及び白浦の区域は、この省令施行の日から、それぞれ、平塚労働基準監督署、浜田労働基準監督署及び宇和島労働基準監督署の管轄区域とする。

附 則 (昭和三十一年五月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、三本松労働基準監督署に関する改正規定中位置に関する部分は昭和三十一年三月十五日から適用する。

2 別表第三行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例第一項ただし書の規定により姫路労働基

準監督署の管轄区域とされていた兵庫県佐用郡南光町の内船越、河崎、上三河、中三河、下三河、西下野、漆野の区域は、この省令施行の日から、相生労働基準監督署の管轄区域とする。

附 則 (昭和三十二年九月一日労働省令第

1 この省令は、昭和三十二年九月一日から施行する。ただし、両津労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十一月三日から、大田原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和二十九年十二月一日から、橋本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分及び観音寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十年一月一日から、名寄労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年四月一日から、桜井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分及び限府労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十三年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、楯岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十三年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十一月一日から、三本松労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十二月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十四年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十四年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、三本木労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十一月一日から、三本松労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十二月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十四年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十五年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十五年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宇治山田労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十一年十月十日から、それぞれ適用する。

れ大曲労働基準監督署、長野労働基準監督署、飯田労働基準監督署、岡山労働基準監督署、新見労働基準監督署及び志布志労働基準監督署の管轄区域とする。

附 則 (昭和三十三年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、大聖寺労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年一月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年二月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年四月一日から、富岡労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年五月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十三年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年六月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年九月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年十月十日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十三年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年八月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十四年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年九月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年十月十日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十四年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年十月十日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十四年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年八月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年八月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年九月一日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年十月十日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三十五年九月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、木本労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年十月十日から、相模原労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は昭和三十五年十一月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第二条 労働基準法施行規則の一部を次のように改正する。

附 則 (昭和三十六年七月一日労働省令第

1 この省令の施行の際現に労働基準監督官が所持している改正前の様式第十八号による労働基準監督官証票は、当分の間、改正後の様式第十八号による労働基準監督官証票とみなす。

附 則 (昭和三四年七月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、田名部労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年九月一日から、篠ノ井労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年二月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、長崎労働基準監督署福江分室に関する改正規定は、昭和三十三年十一月一日から施行し、長崎労働基準監督署に関する改正規定中位置に係る部分は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年八月一日から、高松労働基準監督署小豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年十月一日から、それぞれ適用する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年十月十日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日労働省令第

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、豆島分室に関する改正規定及び鹿児島労働基準監督署毛分室に関する改正規定は昭和三十三年一月一日から施行する。

た労働基準監督署長に対して行なわれ、又はその労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

附 則（昭和四二年六月一日労働省令第一七号）

- この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。
- この省令の施行前に一関労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長の改定に係るこの省令の施行の日から昭和四十三年十二月三十一日までの間に

対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

- この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。
- この省令の施行前に一関労働基準監督署長に対して行なわれた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

この省令は、昭和四十二年七月一日から施行する。

おける事業場の規模については、前項の規定による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条の二の規定を適用して算定した同年十月一日から昭和四十四年六月三十日までの間の各四半期における休業補償の額が、前項の規定による改正前の労働基準法施行規則第三十八条の二の規定の適用があるとして算定した当該四半期における休業補償の額に満たない場合には、新規則第三十八条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年五月二九日労働省令第一五号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四三年六月一八日労働省令第一九号）

（施行期日）

附 則（昭和四四年一〇月一日労働省令第二四号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一〇月一日労働省令第二九号）

（施行期日）

附 則（昭和四四年一一月一一日労働省令第三一号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月一五日労働省令第二二号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月一五日労働省令第二三号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月一八日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月一九日労働省令第一二号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月一九日労働省令第一七号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第二二号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第二三号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第二七号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第二九号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三二号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三三号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三四号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三五号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三六号）抄

（施行期日）

附 則（昭和四四年一二月二九日労働省令第三七号）抄

（施行期日）

の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が須崎労働基準監督署長によつて取り扱われるることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対する行なつた場合には、同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

この省令は、昭和四四年一二月二九日から施行する。

の処分の申請、届出、報告その他の手続又は同労働基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務が須崎労働基準監督署長によつて取り扱われるることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対する行なつた場合には、同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

この省令は、昭和四四年一二月二九日から施行する。

基準監督署長が行なつた許可、認可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の労働基準監督署長によつて取り扱われるることとなつた場合には、同労働基準監督署長に対する行なつた場合には、同労働基準監督署長が行なつたものとみなす。

この省令は、昭和四四年一二月二九日から施行する。

二 七
日 ま
で

第三条 法第八条第八号、第十号（映画の製作の事業を除く。）、第十三号及び第十四号の事業のうち當時五人未満の労働者を使用するものに係る新規則第二十五条の二の規定の適用については、昭和六十六年三月三十一日までの間は、同条中「四十八時間」とあるのは「五十四時間」と、「八時間」とあるのは「九時間」とする。

2 前項の場合において、法第八条第十三号の事業以外の事業に係る新規則第二十五条の二第二項の就業規則その他これに準ずるものにおいて定める一日の労働時間の限度は十一時間とする。

第四条 昭和六十六年三月三十一日までの間は、新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「四十六時間」とあるのは「四十八時間」とする。

附 則（昭和六三年三月一七日労働省令 第三号）

1 この省令は、昭和六十三年三月三十一日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項及び大阪の部羽曳野の項に係る改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則（平成元年二月一〇日労働省令第一号）

1 （施行期日）
（経過措置）
この省令は、平成元年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前にされた労働基準法第三十六条の協定（当該協定を更新しようとする旨の協定が施行の日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお從前の様式によることができる。

附 則（平成元年三月三一日労働省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、宮城の部仙台の項位置（支署所在地）の欄

に係る改正規定は、平成元年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認可、認定その他の処分等は、改正後の労働基準法施行規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長に行つて行われる。

長が行つたものとみなす
附 則（平成二年三月三〇日労働省令第
六号）
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年二月八日労働省令
第二九号）

（施行期日）
第一条 二の省令は、平成三年四月一日から施行

第一条 この命令は、立法院四月一日から施行する。

（暫定措置）
第二条 平成五年三月三十一日までの間は、改正

後の労働基準法施行規則第二十六条の規定の適用については、同条中「四十四時間」とあるの

月に二回、同様に「四一四時間」とあるのは、「四十六時間」とする。

第三条 使用者は、消防職員及び常勤の消防団員については、平成四年三月三十一日までの間

は、労働基準法第三十二条の規定にかかるら
ず、一週間につひて四十六時間、一日につひて

八時間まで労働させることができる。

2 使用者は就業規則その他これに準ずるものにより、八週間以内の一定の期間を平均し一週

間当たりの労働時間が四十六時間を超えない定めをした場合には、前項に規定する者について

は、同項の規定にかかわらず、その定めにより、時定期間又は時定期間

り 特定された退において四十六時間又は特定された日において八時間を超えて、労働させる

ことができる。

二の命令は、平成三年四月一日から施行する。

この省令は平成三年四月一日から施行する。

附則（平成四年三月二三日労働省令第
三号）

この省令は、平成四年三月三十日から施行する。二〇一〇年四月一日、別表第四千葉の部千葉の

る。がたし、第四項位置（支署所在地）の欄及び東金の項並びに別表第四二契の部二契の

同表東京の部中央の項に係る改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

日四	数日	勤労定所週
ら九百	数労の一	
二日六	働所年	
百か十	日定間	
日七	年一	勤
日七	年二	続
日八	年三	年
日九	年四	数
日九	年五	
日十	年六	
日一十	年七	
日一十	年八	
日二十	年九	
日三十	年十	
日四十	上以年一十	

勤務期間の区分ごとに定める日数とする。

が平成十二年四月一日から平成十三年三月三十日までの間にある労働者に係る法第三十九条

第二十一条の改正規定は平成十一年十月一日から、第一条中労働基準法施行規則第二十五条の二の改正規定は平成十三年四月一日から施行する。

（労働時間に関する経過措置）

(労働時間に関する経過措置)

(労働時間に関する経過措置)

第二条 平成十三年三月三十一日を含む一週間に係る労働時間については、この省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の二第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際使用者がこの省令による改正前の労働基準法施行規則（以下「旧規則」という。）第二十五条の二第二項の規定により、労働させることとしている労働者に関しては、同項の規定に基づく協定による、又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをしている一箇月以内の一定の期間又は旧規則第二十五条の二第三項の規定に基づく協定による、又は協定による定めをしている同項第二号の清算期間のうち平成十三年三月三十一日を含む旧規則による協定等の期間に係る労働時間については、新規則第二十五条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 第一条中労働基準法施行規則第二十一条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年四月一日労働省令第二九号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一一月二七日労働省令第五一号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一項の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日（以下「基準日」という。）においてその労働時間についてこの省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新規則」という。）第六十七条第一項の規定が適用されている労働者に関しては、基準日を含む一週間に係る労働時間については、同項の規定の例による。

基準日において使用者が新規則第六十七条第2項の規定により労働させることとしている労働者に関しては、同項に規定する協定による、

告は、この省令の施行の日以降も旧規則様式第十三号の四により行うことができる。

第七条 この省令の施行の際現にある旧規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年一月二七日厚生労働省令第六八号) 抄
省令第一六五号

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 (第三十四条の三関係)

一 訓練生を就かせることができる危険有害業務及び坑内労働の範囲は、当該訓練生が受けた職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則第十一条第一項第二号若しくは第十二条第一項第二号又は昭和五十三年改正訓練規則附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練に関する基準において例によるものとされる昭和五十三年改正訓練規則による改正前の職業訓練法施行規則第三条第一号の教科のうちの実技に係る実習を行つたために必要な業務であつて、次の表の中欄に掲げるものとする。

二 使用者が講ずべき措置の基準は、次のとおりとする。

1 一般的措置の基準

(イ) 職業訓練指導員をして、訓練生に対して、当該作業中その作業に関する危害防止のために必要な指示をさせること。

(ロ) あらかじめ、当該業務に関し必要な安全作業法又は衛生作業法について、教育を施すこと。

(ハ) 常時、作業環境の改善に留意するなど。

(ニ) 常時、訓練生の健康状態に留意し、その向上に努めること。

2 個別の措置の基準

次の表の中欄の業務についてそれぞれ下欄に掲げるものとすること。

就業制訓練生をつか使用者が講ずべき個別の措限及びすることがで置の基準
就業禁ぎる危険有害

同じ。) の赤電線は当該充電電路の支持物の修理若しくは敷設、点検、操作の業務、低圧(直流にては五百ボルト以下、交流にては六百ボルト以下であるもの)の充電電路(対地電圧が五十ボルト以下であるもの)及び電信用のもの、電話用のもの等であります。感電によるおそれがないものを除く。)の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路(対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であります。)にて感電による危害を生ずるおそれがないものを除く。)のうち充電部分が露出している開閉

し、測定結果の記録を保存すること。

4 上欄の業務のうち、クローム、黄りん、塩酸等腐蝕性の有害物又はふつ化素酸、石炭酸等皮ふ刺戟性の有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所におけるものにあつては噴射式洗眼器を備え付けること。

5 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が高度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所におけるものにあつては、職業訓練開始後一年（訓練期間一年の訓練科に係る訓練生にあつては、八ヶ月）を経過するまでは作業につかせないこととし、当該業務に従事させる時間は、職業訓練開始後二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間、訓練生については一日について四時間に限ること。

6 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が中度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所におけるものにあつては、当該業務に従事させさせられる時間は、職業訓練開始後一年未満の訓練生について一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間に限ること。

7 上欄の業務のうち、厚生労働大臣が別に定める有害性が低度な有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務にあつては、当該業務に従事させさせること。

九号	年少者労働基準規則第三十条業務	年少者さく岩機、びよう打機等の時によつて、身体に著しい振動を受ける	年少者多量の低温物	年少者多量の低温物	年少者多量の低温物	年少者多量の低温物	年少者多量の低温物
以上二年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間をこえないこと。	1 上欄の業務のうち、凍室の内部におけるものに従事させる時間は、一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間、職業訓練開始後一年未満の訓練生については一日について二時間、それ以外の訓練生については一日について四時間と。	2 上欄の業務のうち、著しく寒冷な屋外におけるものに従事させる時間は、一日について二時間と。	3 上欄の業務のうち、多量の低温物体を取り扱うものに従事させる時間は、一日について二時間と。	4 第二項に該当する業務にあつては、当該業務に従事させる時間が一時間と。従事させる時間には、適当な採暖設備を設け、従事させる時間一時間ごとに十分の採暖時間を与え、当該業務に従事させる時間が一時間を超えて継続しないようにする。	1 上欄の業務のうち、凍室の内部におけるものに従事させる時間は、一日について二時間と。	2 上欄の業務のうち、著しく寒冷な屋外におけるものに従事させる時間は、一日について二時間と。	3 上欄の業務のうち、多量の低温物体を取り扱うものに従事させる時間は、一日について二時間と。

別表第
二一

5	立坑又は四十度以上の斜坑の内部においては作業させないこと。
6	(イ) 満十六歳の者については、摂氏三十度をこえる場所では作業させないこととし、摂氏二十度をこえ摂氏二十五度以下の場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十五度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき二時間に限ること。 (ロ) 満十七歳の者については、摂氏三十四度をこえる場所では作業させないこととし、摂氏二十四度をこえ摂氏二十九度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき三時間、摂氏二十九度をこえる場所で作業させるときは作業時間の合計が一日につき二時間に限ること。
7	業務上の負傷による疾病 物理的因素による疾病 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
8	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
9	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他放射線障害
10	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水面病又は潜水病 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症

- 一 業務上の負傷に起因する疾病
- 一 物理的因素による次に掲げる疾病
- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾

9 暑熱な場所における業務による熱中症

10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷

11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患

12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死

13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因素にさらされる業務に起因する明らかな疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱

2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛

3 さく岩機、鉛打ち機、チエーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢³神経障害又は運動器障害

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帶、上腕、前腕又は手指の運動器障害

5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病

四 化学物質等による次に掲げる疾病

1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされた業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの

2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされた業務による眼瞼膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

3 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

七

2 赤外線による治療による網膜炎
3 傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
レーザー光線による眼疾患又は皮膚疾患

5 木材の粉じん、獸毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

6 落成等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症

9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

10 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病

六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病

1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患

2 動物若しくはその死体、獸毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患

3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症

4 屋外における業務による恙虫病

5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病

6 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

7 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍

8 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍

9 四アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍

- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらさ
れる業務による肺がん
- 6 ベリリウムにさらされる業務による肺
がん
- 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務
による肺がん
- 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は
中皮腫
- 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
による肺がん
- 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝
血管肉腫又は肝細胞がん
- 11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジア
ミノジフェニルメタンにさらされる業務に
による尿路系腫瘍
- 12 オルトートルイジンにさらされる業務
による膀胱がん
- 13 一・二・ジクロロプロパンにさらされ
る業務による胆管がん
- 14 ジクロロメタンにさらされる業務によ
る胆管がん
- 15 電離放射線にさらされる業務による白
血病、肺がん、骨肉腫、甲状腺
がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリン
パ腫
- 16 オーラミンを製造する工程における業
務による尿路系腫瘍
- 17 マゼンタを製造する工程における業務
による尿路系腫瘍
- 18 コークス又は発生炉ガスを製造する工
程における業務による肺がん
- 19 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造す
る工程における業務による肺がん又は上気
道のがん
- 20 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程に
おける業務による肺がん又は上気道のがん
- 21 硅素を含有する鉱石を原料として金属
の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機化
素化合物を製造する工程における業務によ
る肺がん又は皮膚がん
- 22 すず、鉱物油、タル、ピッチ、アス
ファルト又はパラフィンにさらされる業務
による皮膚がん
- 23 1から2までに掲げるもののほか、
これらの疾病に付随する疾病その他がん原
性物質若しくはがん原性因子にさらされる
業務又はがん原性工程における業務に起因
することの明らかな疾病

5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらさ
れる業務による肺がん

6 ベリリウムにさらされる業務による肺
がん

7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務
による肺がん

8 石綿にさらされる業務による肺がん又は
中皮腫

9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
による肺がん

10 塩化ビニルにさらされる業務による肝
血管肉腫又は肝細胞がん

11 三・三、一ジクロロ一四・四、一ジア
ミノジフェニルメタンにさらされる業務に
による尿路系腫瘍

12 オルトートルイジンにさらされる業務
による膀胱がん

13 一・二・ジクロロプロパンにさらされ
る業務による胆管がん

14 ジクロロメタンにさらされる業務によ
る胆管がん

15 電離放射線にさらされる業務による白
血病、肺がん、骨肉腫、甲状腺
がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリン
パ腫

16 オーラミンを製造する工程における業
務による尿路系腫瘍

17 マゼンタを製造する工程における業務
による尿路系腫瘍

18 コークス又は発生炉ガスを製造する工
程における業務による肺がん

19 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造す
る工程における業務による肺がん又は上気
道のがん

20 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程に
おける業務による肺がん又は上気道のがん

21 硅素を含有する鉱石を原料として金属
の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機化
素化合物を製造する工程における業務によ
る肺がん又は皮膚がん

22 すず、鉱物油、タル、ピッチ、アス
ファルト又はパラフィンにさらされる業務
による皮膚がん

23 1から2までに掲げるもののほか、
これらの疾病に付随する疾病その他がん原
性物質若しくはがん原性因子にさらされる
業務又はがん原性工程における業務に起因
することの明らかな疾病

八 長期間にわたる長時間の業務その他の血管病
変等を著しく増悪させる業務による脳出血、
くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋
梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含
む）、重篤な心不全若しくは大動脈解離又は
これらの疾病に付随する疾病

九 人の生命にかかる事故への遭遇その他の心
理的に過度の負担を与える事象を伴う業務に
による精神及び行動の障害又はこれに付随する
精神

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣
の指定する疾病

十一 その他の業務に起因することの明らかな
疾病

十二 別表第二（第四十条関係）

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二十

一百二一

一百二二

一百二三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三十

一百三一

一百三二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四十

一百四一

一百四二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

賃金の三〇日分	<p>二　一眼の視力が○・○六以下になつたもの 三　両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四　両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 五　鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 六　咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 六の二　両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 六の三　一耳の聴力が耳に接しなければ大聲を解することができない程度になり他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができる程度になつたもの 七　一耳を全く聾したもの 七の二　神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 七の三　胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 八　一手の拇指又は拇指以外の二指を失つたもの 九　一手の拇指を併せ二指又は拇指以外の三指の用を廢したもの 一〇　一足の第一趾を併せ二趾以上を失つたもの 一一　一足の五趾の用を廢したもの 一一の二　外貌に相当程度の醜状を残すもの 一二　生殖器に著しい障害を残すもの 二　咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 三　十四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 三の二　両耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 困難である程度になつたもの</p>	第十級 (労働基準法第十二条の二) 賃金の二〇日分
---------	---	---------------------------------

賃金の五〇日分		備考
級 第一	償 障 害 補	種別 区分
分 三 一 、 二 日 一 九 分 一 九 九 九	年 償 分 払 既 とき 分 が つ に の 一 補 た 支 の と き 同 上	等級 支払高
日 分 六 九 九	同 上	分割補償の残余額一時払表
分 三 四 日 七	同 上	とき 分 四 同 上 の 年
分 ○ 二 日 四	同 上	とき 分 五 同 上 の 年

五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材
若しくは樹脂の乾留又はタールの蒸留若しく
は精製の業務
六 乾燥設備を使用する業務

別表第四（第五十条の二関係）

債遺族補	年月日時分秒																	
	四級	第一	三級	第一	二級	第一	一級	○級	第一	級第九	級第八	級第七	級第六	級第五	級第四	級第三	級第二	
日八分四九	四分二日	四分二日	三分七五	日分一八	日分一一	日分一七	日分〇	日分二六	日分二七	日分二九	日分三七	日分四七	日分五六	日分六七	日分七七	日分八八	日分一〇五	
日六分八九	日分三四四	日分三一	日分六一	日分九六	日分八九	日分一三八	日分一八四	日分二四	日分三〇六	日分三一	日分三八三	日分四五九	日分五四四	日分六二八	日分七二〇	日分七二〇	日分八一五	
日五分二四	日分二六	日分四七	日分七三	日分六七	日分一〇五	日分一〇四〇	日分一八四	日分二一八四	日分二三三三	日分二三九一	日分三五〇	日分四一四	日分四七八	日分五四八	日分五六二	日分六二二		
分五三	日一分八	日一分八	日三分二	日分四九	日分七一	日分九五	日分九	分四	分一	分八一	分七一	分七二	分〇二	分三三	分一三	分〇四		
目五	日八	日九	日一六	日二五	日三六	日四八	日八	日六	日八分三	日五	日九	日三	日八	日二	日七	日二	日二	
分〇一	日八	日九	日一六	日二五	日三六	日四八	日八	日六	日八分〇	日八	分〇一	分〇二	分二一	分四一	分八一	分三三	分三三	

様式第1号（第6条関係）

これらを取り扱う業務
十 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務
十一 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務
十二 労働安全衛生規則第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号又は掲げる業務を除く。）

七 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、
八 若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務
九 塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務
十 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又は

様式第一号の二
様式第一号の三（第六条の三関係）

様式第一号（第七条関係）

株式会社第二号(第7条会員)		株式会社第一号(第7条会員)	
年月日		年月日	
代表者名前		代表者名前	
第一人	第二人	第三人	第四人
第五人	第六人	第七人	第八人
計	計	計	計

様式第9号の3（第16条第2項関係）

様式第9号の3（第16条第2項関係）（裏面）

様式第9号の3の2（第70条関係）

様式施り品のD.O.（第15条第1項同様）（原付）

様式第9号のつ3(第16条第2項関係)

様式第9号の3(第16条第2項関係)(裏面)

積木第12923 (第二)

様式第13号の4(第24条の2の5第1項)

企画業務別従業員数に関する記入欄		年 月から 年 月まで
専門用語欄		
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)
(Y)	(Y)	(Y)
		(用語番号: - - -)
業務の内容	労働者の範囲	適用の程度
	従事する労働者数 (就業登録上の 労働者数)	従事する労働者数 (就業登録上の 労働者数)
	()	前職者
年 月 日	専門用語番号	
専門用語別担当者名		

様式第13号の4(第24条の2の5第1項関係)(

様式第十三号の文(第三十二号略式)	
種類の特徴	
年 月 日	
株式会社 東京証券取引所上場	
代表者 社長 氏名	
名	

様式第14号の2(第34条の2第1項関係)(表)

様式第14号の3(第14条の2の2第1項関係)		<input type="checkbox"/> 一般個人 <input type="checkbox"/> 法人(会社・団体) <input type="checkbox"/> 法人(公的機関)	
法人番号		<input type="checkbox"/> 一般個人 <input type="checkbox"/> 法人(会社・団体) <input type="checkbox"/> 法人(公的機関)	
高度プロフェッショナル制度に関する趣旨			
		提出期間 年 月から 年 月まで	
事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	
	(ア) —	(電話番号: — — —)	
業務の種類及びその分類	分業者の範囲	同一とした分業者数 (世帯を越えた1分業者数)	分業者の権限管理の実施状況 (健康管理時の仕組み)
(一)	(一)	(一) 決議した時間に従った場合口	(一) 分業者の日数の取得状況 選択的標準の実施状況
(二)	(二)	(二) 決議した時間に従った場合口	(二) 分業者の日数の取得状況 選択的標準を踏まえたための措置の実施状況
(三)	(三)	(三) 決議した時間に従った場合口	(三) 4週間を超過4日以上の 休日の施設□
(四)	(四)	(四) 決議した時間に従った場合□	(四) 4週間を超過4日以上の 休日の施設□
年 月 日		使用者 氏名	

様式第14号の3(第34条の2の2第1項関係)(裏面)

様式第十四号の四（第三十四条の四関係）

益田市立警察署に通じての精神障害者に対する法的保護の問題
小林

- 1) 警察署が公的暴力による苦痛を抱えている被験者を認定する場合の問題
- 2) 被験者が公的暴力による苦痛を抱えていると認定された場合の問題
- 3) 被験者が公的暴力による苦痛を抱えていると認定された場合の問題
- 4) 被験者が公的暴力による苦痛を抱えていると認定された場合の問題

様式第十五号（第四十一条関係）

樣式第十六号
樣式第十七号
(第削)

（参考）「七十七年（西暦一九四八年）の『新編日本書』」（新編日本書研究会編著、筑摩書房、一九九〇年）

（参考）「七十七年（西暦一九四八年）の『新編日本書』」（新編日本書研究会編著、筑摩書房、一九九〇年）

様式第18号（第52条関係）

公務基準監督官証		
第	号	年 月 日交付
公務基準監督官	氏 名	
第二種者公務基準監督官		
(医師である公務基準監督官については、医師免許番号)		

家書五

(労働基準監督官の権限)

10条 労働基準監督官は、事業場、労働条件その他の附属施設に従事し、被雇用及び被労働の状況を査定し、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

前項の場合において、労働基準監督官は、その部分を規制する法律を費さなければならぬ。この場合、労働基準監督官は、この法律違反の事について、刑事訴訟法に規定する司法警察の職務を行ふ。

11条 種々の労働を営む事業者の財産の賃雇用条件が、安全衛生に顕著して定められた結果、市町村に、又は労働省に認めた認定機関に報告する場合においては、労働基準監督官は、報告の規定による行政手続の権限を有する時行うことができる。

(第4面)

〔最低賃金法〕
〔労働基準監督官の権限〕

322条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、従業者並その他の物件を検査し、又は開拓係に質問することができる。

前項の規定により立ち入り検査をする労働基準監督官は、身分を示す証類を携帯し、開拓係に示さなければならぬ。

341条 本項の規定による立ち入り検査の権限は、定期検査のために認められたものと解釈してはならない。

〔労働基準監督官の権限〕

323条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する旨について、刑事訴訟法(昭和二年五月三十日法律第百四十一号)の規定による訴追を請求する権限を有する。

(第五面)

二、法の特徴（法の特徴）

（1）労働基準監査院の権限

○労働基準監査院は、この法律を施行するため必要な限度において、特に単に作業場に行き、行う事務調査などにより、労働条件に關し、帳簿類を検査し、又は特に人の選定者等の身分を尋ねることとする。

○前項の規定により事務調査をする労働基準監査官は、その身分を示す胸章を携帯し、用印を押さなければならぬ。

○前項の規定による事務調査の権限は、犯則究査のために認められたものと解釈しない。

○労働基準監査院は、この法律の規定に違反する箇について、刑事訴訟法(昭和2年法律第111号)の規定によつて監査官の職能を行なう。

芳園女士

(労働基準監査の権限)
労働基準監査官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に入り、職場に質問し、調査、書類その他の物件を検査し、若しくは作業規範を作成を行なう。又は必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を扣押せぬことをうながすことができる。
労働局や労働基準監査官は、第85条の疾病にかかった疑いのある労働者の検査を行うことができる。
前項の場合は、労働基準監査官は、その身分を示す証券を携帯し、開闢者にはその旨を口白せねばならない。
第1項の規定による立ち入査の権限は、被査対象のためにられたものと解釈してはならない。

(第1回)
作業権規制法(沙)
(労働基準監督署の作用)
第3回：労働基準監督署は、この法律で施行するため必要があると認めたときは、事業者に立ち入り、労働条件に關し、又は雇用、賃給その他の物件を検査することができる。
2 前項の場合に於て、労働基準監督署は、その身分を示す証紙を携帯し、関係者に見付になれないことを命じる。
3 第項の規定による入室検査の範囲は、危険辨識のために認められたものと解釈してはならない。
第4回：労働基準監督署は、この法律の規定に違反する者について、罰金等の法律(昭和三十二年法律第131号)によることに當る司法警察の執行を行ふ。

(第9回) **資金の支払いの権限についての法律(1回)**

第11回 実務基準監査法人は、この法律に基づき又は規定に従って、財務収支法(昭和25年法律第115号)の規定による財務監査員の職務を行う。

(立候補)

第13回 実務基準監査法人は、この法律を執行するための必要があると認めるとときは、季次に立ち入り、取扱い者に質問し、又は監査、審査その他の検査をすることができる。(第9回)

2. 財務監査費及び監査費用の算出方法は、その部分が公示する監査報酬に準じる。

3. 財務監査費及び監査費用の算出方法は、監査報酬に準じない。

4. 所有者に監査報酬の算出上から差異がある場合は、別途監査費のために認められたもの算出しうる。

樣式第十九號（第五十三條關係）

様式第20号（第55条関係）

様式第十九号(第五十三条別紙)		又文次 には種	性別
種	類	解説	姓氏
「」	「」	解説	姓氏
「」	「」	解説	姓氏

記載心得

- 一 氏名は当該事業場で使用する労働者番号をもつて代えることができる。
- 二 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
- 三 実効給付の欄だけに、当該会員算出期間(例)で支給された実効給付の額を記入する。

一 残業又は休日労働が深夜に及んだ場合には、深夜の部分の残業労働時間数を深夜労働時間数の欄にも記入すること。
 二 実物給与の欄には、当該賃金計算期間において支給された实物給与の評価額をその種類ごとに記入すること。

様式第二十二号 削除
様式第二十三号 削除
様式第23号の2（第57条関係）

事 業 の 場		事業の北限	事 業 の 所 在 地	電話番号
北	極	北十九度四十五分上	北十九度四十五分上	北十九度四十五分上
東	西	西十九度五十五分東	西十九度五十五分東	西十九度五十五分東
南	北	北十九度四十五分下	北十九度四十五分下	北十九度四十五分下
西	東	東十九度五十五分西	東十九度五十五分西	東十九度五十五分西
北	南	南十九度四十五分上	南十九度四十五分上	南十九度四十五分上
東	西	西十九度五十五分東	西十九度五十五分東	西十九度五十五分東
南	北	北十九度四十五分下	北十九度四十五分下	北十九度四十五分下
西	東	東十九度五十五分西	東十九度五十五分西	東十九度五十五分西
合 計				
北	東			

年 月 日	使用者 編 氏	名
労働基準監督署長印		
記載心得		
一 填内労働者を使用する場合は、労働者数の欄にその数を括弧して記載すること。 二 備考欄には通常年月日を記入すること。		

様式第24号（第57条関係）

様式第24号(第57条関係)(裏面)

1

様式第24号（第57条関係）（裏面）